

さいたま市 農業委員会だより

No. **71**

[2025. 3 発行]



さい
末田須賀堰（岩槻区）

主な記事

- 令和7年度市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」（回答）
- 菜の花ウォッチング
- 農業委員会活動報告（視察研修）
- 農業者年金受給権者の皆さまへ（現況届について）
- 病虫害情報～イネカメムシを防除しましょう!!～
- 農地の手続き、忘れていませんか？
- 農地の賃借料情報



さいたま市では、デコ活を推進しています。
デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

令和7年度 市に対する 「農地等利用最適化推進施策に関する意見」(回答)

① 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 地域農業の実情を考慮して、効率的な農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備をより一層進めること。

【回答】 効率的な農業経営を営むためには、農地の集積・集約化を進めることが有効であることから、土地改良事業などの手法により、農地の大区画化や農業水利施設の機能向上が見込まれる、農地の基盤整備を進めてまいります。また、地域農業者からは素掘水路の改修を望む声も多く上がっており、それらの要望にも対応しながら、農業環境の整備を進めてまいります。

- (2) 担い手の発掘・確保について、JAと連携を図るとともに、農業経営の支援として、農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充すること。

【回答】 担い手の発掘・確保につきましては、就農希望者に対する相談体制や研修制度の充実を図り、埼玉県やJAと連携を図りながら進めてまいります。

さらに、市内生産者の安定的かつ持続的な農業経営の確立を支援するため、市独自の補助制度を設けており、認定農業者支援対策についても、その活用状況を踏まえて、拡充の検討をしております。

- (3) 農地中間管理事業の制度についてチラシ、ホームページ等での更なる周知を図ること。特に土地持ち非農家まで周知徹底すること。

【回答】 農地中間管理事業の制度の周知については、土地持ち非農家を含む農地所有者に農地台帳一覧表を送付する際に、「さいたま市農地マッチング制度」及び「農地中間管理事業」のチラシを同封し、制度周知を図っています。また、農業委員会だよりや市ホームページでの掲載により広く周知に努めています。さらに、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、地域の話合いの場を通じて農地所有者に対し周知を行っています。引き続き、農地中間管理事業について広く制度の周知徹底に努めてまいります。

- (4) 農業法人に対して、更なる助成金の拡充等を国に強く働きかけること。

【回答】 農業法人の参入、定着を支援するため、市独自の施策として、認定農業者支援対策事業、スマート農業振興事業の活用を促しております。今後、国や県との意見交換などの機会を捉え、助成金の拡充等を要望してまいります。

② 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する補助制度や多面的機能支払交付金制度の拡充などを引き続き実施すること。

【回答】 遊休農地解消を支援するため、新規就農者を対象として遊休農地の再生に係る経費の一部を補助する制度を設けています。引き続き、制度の周知を図りながら、農地を再生利用する取組を支援してまいります。

また、多面的機能支払交付金制度につきましては、地域の連携を強化する取組であり、遊休農地の発生防止にも寄与するものです。令和6年度は、市内18地区で活動が行われておりますが、今後も活動が活発化するように啓発に努めるとともに、国、県に対しても、予算の拡充などを引き続き実施してまいります。

- (2) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、JAや地域の自治会と連携し相談窓口の設置や個別相談会を開催すること。

【回答】 さいたま市では農地の貸借をスムーズに行うため、農地所有者に貸したい農地の情報を登録していただき、新規就農希望者や経営規模を拡大したい農業者へ情報提供する「さいたま市農地マッチング制度」を行っています。同制度の運用にあたっては、JAと連携をし、各機関が窓口となり、チラシの掲示等による周知や相談のあった土地所有者に対しての制度説明を行っています。

今後、JAをはじめとした関係機関等と連携を図りながら、農地の貸借に係る相談体制の充実を図ってまいります。

- (3) 遊休化した農地や借り手の決まっていない農地について、利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸し付けを希望した農地について中間管理権の設定が行われるよう関係機関へ引き続き働きかけること。

【回答】 農地中間管理権を取得する農用地等の基準につきましては、公益社団法人埼玉県農林公社が定めており、遊休農地であっても遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合は、当該公社が農地中間管理権の取得を検討することができることとされていることから、基準に合う貸付希望農地については、当該公社に対して情報提供を行い、中間管理権の設定が行われるよう関係機関へ引き続き働きかけてまいります。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みの更なる充実を図るとともに、その適切な利用方法について周知をすること。また、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。加えて、就農地がスムーズに見つかるよう、さいたま市農地マッチング制度をより一層PRすること。

【回答】 新規就農者に必要な農業機械等の調達の支援については、地域の農業委員やJA等関係機関と連携し、離農などにより使われなくなった農業機械等の譲渡の情報収集に努め、新規就農者が活用できるようマッチングを図ってまいります。

補助制度については、農業後継者（認定新規就農者を含む）に対して、農業振興事業費補助金により、農業用施設の整備や農業機械の導入に係る経費の一部を引き続き、助成してまいります。

また、農業機械メーカーとの連携協定によりサービスが開始された農業機械シェアリングサービス事業が新規就農者を中心に利用されておりますことから、引き続き、ニーズのある農機の設置について事業者へ働きかけてまいります。

就農地のマッチングについては、地域内での調整が非常に重要なことから、地域の農業委員やJA等関係機関と連携して一層の制度周知に取り組んでまいります。

- (2) 新規就農を希望する人に対し、自立可能なモデルケースの提示及び相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。併せて、ワンストップ就農相談窓口を知らない方が多いため、多くの相談希望者が集まるよう、更なる周知を図ること。また、学校等の教育現場で農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知して将来の担い手の育成を図ること。

【回答】 新規就農を希望する人に対して、自立可能なモデルケースを基に、個々に適した就農方式、将来の農業経営についての助言を行うとともに、経営支援・補助制度等の情報提供を行うため、各関係機関と連携し、開設したワンストップ相談窓口について、更なる周知に努めてまいります。また、教育現場での農業体験につきましては、体験に協力する生産者への支援の充実を図るとともに、教育委員会等と連携して、農業に対する興味や理解が深まるよう努めてまいります。

- (3) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、市やＪＡが連携して経営を含む実践的な技術指導や研修制度並びに販路の確保をより一層支援すること。また、新規就農者の育成に貢献している研修先の指導農家には特に手厚い支援策を講じること。

【回答】 農業後継者や新規就農者に対する技術指導や研修制度については、地域の指導農家や埼玉県・ＪＡ等と連携して、本市が実施する就農に向けた農業研修等の充実を図ってまいります。また、販路については、スーパー等における地場産農産物販売コーナーの設置の推進や公共施設等を活用したマルシェの開催、直売所への支援などを通じて、その確保につながるよう努めてまいります。さらに、研修生の受入れを行っている指導農家に対しては、指導・育成を支援するサポート体制の検討を行ってまいります。

4 見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。

【回答】 見沼田圃における河川改修や調節池の早期整備につきましては、一級河川芝川の管理者である埼玉県に対して、「埼玉県の予算及び施策に関する要望」や「埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会」及び「見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議」などを通じて、引き続き施設の早期整備を要望してまいります。

- (2) 公有地として埼玉県が買取りを行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取り実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。

【回答】 荒れ地化の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的とした見沼田圃公有地化推進事業につきましては、買取りや借受け、公有地化後の農地等の貸付をより一層推進するよう、これまでも埼玉県に対し要望してまいりました。引き続き、「見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議」などにおいて、埼玉県に対し要望してまいります。

- (3) 見沼田圃は全体で約 1,260 ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる緑辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地活用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。

【回答】 現在、見沼田圃では、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づいた土地利用を推進しておりますが、近年、災害が激甚化する中、見沼田圃の治水機能については、その重要性が改めて見直されているところです。ご意見の区域の見直しの可能性に関しましては、現状を踏まえたうえで、県とともに調査、研究してまいりたいと考えております。

- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、緑辺部に存する第２種農地及び第３種農地のうち、遊水機能を有していないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

【回答】 見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき、適切に運用されていると認識しています。ご提案の例外的な農地転用の可能性については、引き続きその現状について県や関係部局と調査、研究を進めてまいります。

5 その他について

- (1) 地域の米や野菜を学校給食に積極的に取り入れ、地産地消の推進をするだけでなく、市外へ向けてその販促キャンペーンを積極的に行うこと。

【回答】 学校給食での、地域の米や野菜の消費拡大につきましては、「地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員の情報交換会」を実施し、各学校での活用事例を共有することにより、さいたま市内産の農作物を取り入れるきっかけとなるよう拡大を促しております。今後につきましても、「さいたま市民の日給食」や「食育月間」、「彩の国ふるさと学校給食月間」等、地場産農産物を積極的に活用する機会を捉えて、研修会においても、地産地消の推進のため、学校に働きかけてまいります。

また、市外に向けてのさいたま市産農産物の販促キャンペーンについては、令和5年度は仙台市で開催された「さいたまフェア」へ出品しました。今後も引き続き、市内外に、市内産農産物の魅力を発信してまいります。

- (2) 農業用資材、肥料、燃料等の価格が高騰しているため、農産品の生産コストを減らす補助制度の充実を図ること。特に米価の下落に対処するために、その補助を行うこと。

【回答】 資材価格の高騰や、最近の国の動向に対応して「環境負荷低減農業支援事業」を新設し、農薬や化学肥料の使用を抑え、環境への負荷を低減した農業を実施する認定農業者等へ農業資材の購入に係る費用の一部補助を行いました。また、米価の下落に対応する補助については、今後の動向を注視し検討するとともに、農家へ農業共済や収入保険への加入を促してまいります。

菜の花と桜で春を楽しみませんか

菜の花ウォッチング

見ごろ 例年 3.15 ⊕ ~ 3.29 ⊕

※その年の気候で開花時期が変わることがあります。

駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



過去の北区会場



緑区会場

■場所

緑区大字新宿 157
さいたま市立病院北東側新宿橋下

■開放日(雨天中止)

令和7年3月29日(土)午前10時~午前12時

■交通

東武バス北浦和駅東口クイーンズ伊勢丹前・浦和駅西口前から「市立病院行き」市立病院下車徒歩約15分

開放日は
菜の花を
つめるよ!



北区会場

■場所

北区見沼2丁目62-1
市民の森南側

■開放日(雨天中止)

令和7年3月29日(土)午前10時~午前12時

■交通

JR 宇都宮線土呂駅から徒歩約11分

開放日は
菜の花を
つめるよ!

主催 さいたま市農業委員・農地利用最適化推進委員

問合せ 農業委員会事務局農業振興課内

TEL 048-829-1805

FAX 048-829-1966



農業委員会 活動報告



農機具メーカーの展示施設と宇都宮大学農学部附属農場を視察しました

今回の視察では、近年進歩が著しい農業機械や、農作物に係る先進的な研究開発事例についての理解を深めることを目的として、茨城県阿見町にある農機具メーカーの展示施設と、栃木県真岡市にある宇都宮大学農学部附属農場を訪問しました。

農機具メーカーの展示施設では、最新の農機具等が多数展示されており、各委員が興味を持った農機具等を見学しました。

宇都宮大学農学部附属農場は、総面積 101ha（東京ドーム約 21 個分）の敷地内に、教育研究の場である水田、畑、放牧地などが広がる農場です。視察当日も、多くの学生さんたちが農場内で活動されている姿が見られました。

この農場内の水田で誕生し、研究開発を経て一般にも販売されるようになったコメの品種「ゆうだい 21」の特性や栽培のポイントについて、担当教員の方からご講義をいただきました。

「ゆうだい 21」は、高温に強いので酷暑の中でも栽培でき、また食味も粘りがあっておいしいという、優れた特性を持っているそうです。令和 5 年 12 月に行われた国内最大級のコメの品評会「第 25 回米・食



横山敏夫委員（緑区）



味分析鑑定コンクール国際大会」において最高賞（国際総合部門金賞）18 点のうち 10 点を「ゆうだい 21」が占めるなど、高い評価を得られており、生産農家も全国で増加してきているとのことです。

近年酷暑が続くコメの品質保持が大きな課題となり、また経営安定のために高付加価値のコメの栽培が推奨されている中、「ゆうだい 21」はコメ農家にとって有望な選択肢になりうる品種であると認識をいたしました。

農業者年金受給権者の皆さまへ（現況届について）

農業者年金を受給している方は、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、現況届の提出が必要になります。現況届の用紙は毎年 5 月下旬に、農業者年金基金から受給者の皆さまに直接郵送されますので、記入例を参考に、必要事項を記入・署名のうえ、**必ず 6 月中に農業委員会へ提出してください**。期限内に提出がない場合は、11 月以降の受給が遅れる又は受給できなくなることがありますので、必ず提出をお願いします。

よくある
問い合わせ

◎受給権者が亡くなっている場合は？

現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くの J A で行ってください。

問合せ

農業者年金基金

TEL 03-3502-3199

病害虫情報

イネカメムシを 防除しましょう！！



近年イネカメムシの発生が問題となっています。不稔及び斑点米を防ぐためには、**出穂期～穂揃期と、その7～10日後の薬剤散布**が有効です。適期防除を実施しましょう。

1回目防除

不稔の防止・低減

出穂期～穂揃期に必ず薬剤散布を行う。
粒剤では処理を数日早める。



株内の茎のうち約半数～8割程度が出穂した頃

2回目防除

斑点米の防止・低減

穂揃期の7～10日後に薬剤散布を行う。
粒剤では処理を数日早める。



穂が上部から傾き籾が厚くなり始めた頃

本虫に係る相談については、お近くの県農林振興センターか以下のいずれかにご相談ください。
埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661 埼玉県農産物安全課 電話：048-830-4053

●この他、市のホームページでは、埼玉県病害虫防除所より発表される病害虫発生予察報を掲載しております。

問合せ 農業政策課 TEL **048-829-1378** FAX **048-829-1944**

確認は
こちらから



農地の手続き、忘れていませんか？

農地の売買・貸し借り・転用には、農地法等に基づく手続きが必要です。ご自身が所有する農地であっても、手続きをせずに資材置場や駐車場にすることはできません。次の場合は、農業委員会にご相談ください。

農地の売買・ 貸し借り

農地の相続

農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要です。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請は義務化されています。

農地の転用※

- ①農地の所有者が自ら所有農地を転用する場合
- ②農地の所有者から農地を購入、又は借りて転用する場合

※農地を資材置場、駐車場などにして使用すること。

問合せ 農地調整課 TEL **048-829-1903** FAX **048-829-1966**

農地の賃借料情報

令和6年1月から同年12月までに締結された、賃貸借における年間の賃借料水準（10a当たり）については、以下のとおりです。
農地の賃借料を決める目安としてご活用ください。

区 分	地目	金額（円 / 10a / 年）			筆数（筆）	
		平均額	最高額	最低額	賃借	使用貸借
西区、北区、 大宮区、見沼区	田	8,900	10,000	1,000	27	30
	畑	14,900	60,000	6,500	29	48
中央区、桜区 浦和区、南区、緑区	田	14,400	29,500	13,800	11	18
	畑	11,900	50,000	2,300	60	45
岩槻区	田	実績なし	実績なし	実績なし	18 (物納のみ)	39
	畑	9,700	13,000	7,300	17	7
見沼田圃区域内	田	11,600	15,000	8,200	5	3
	畑	12,400	50,000	2,300	59	47
さいたま市全体	田	10,600	29,500	1,000	56	87
	畑	13,000	60,000	2,300	106	100

- 1 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- 2 「さいたま市全体」の平均額は、各区分の集計に用いた賃借料データの平均です。
- 3 使用貸借（賃借料無料）の情報及び賃借料を物納で設定している情報は、金額の算定から除外しています。
- 4 農地中間管理事業による場合は、集計対象から除外しています。
- 5 全体の平均に比べて著しくかけ離れた賃借料（±70%）の情報は、平均額の算定から除外しています。

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金基金

独立行政法人 農業者年金基金

TEL：03-3502-3199 メール：info@nounen.go.jp

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月 700 円（送料・税込み）
- 申込み：農業委員会事務局へ

編集後記

桜のつぼみも膨らみ始め、暖かな日差しに春の訪れを感じる季節になりました。この桜のつぼみの膨らむ時期は、心が躍る瞬間です。

さて、農業委員会では、主に農地法に基づく権利移動の許可や農地等の利用の最適化の推進など様々な業務を行っていますが、とりわけ遊休農地の発生防止・解消に力を入れています。

農地の草刈りをこまめに行い、適正に管理することが所有者の責務であり、遊休農地の発生防止ひいては地域の環境保全につながりますので、ご協力をお願いいたします。

広報委員 新井 孝一

広報委員会

委員長	清水 友清
副委員長	榎 本 浩 樹
委員	関 根 光 一
	村 田 利 治
	高 橋 郁 男
	新 井 孝 一

発行者 さいたま市農業委員会 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1805 FAX 048-829-1966 メール nogyo-shinko@city.saitama.lg.jp